

精神障害者割引制度の導入について

2025 年 4 月 1 日より、J R グループでは精神障害者割引制度を導入します。

1. 導入日

2025 年 4 月 1 日

割引の乗車券類は 2025 年 4 月 1 日から発売します。

2. 対象者

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第 1 種または第 2 種の記載のあるもの※）をお持ちのお客さま（以下、「手帳をお持ちの方」といいます。）

※今後、各自治体で精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、第 1 種または第 2 種の別が表記される予定です。

3. 精神障害者割引制度の概要

(1) 介護者の方と一緒にご利用になる場合

- ①手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。
②割引となる介護者の方は 1 名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第 1 種精神障害者の方と介護者の方	・ 普通乗車券 ・ 回数乗車券 ・ 普通急行券 ・ 定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	5 割
12 歳未満の第 2 種精神障害者の方と 介護者の方	・ 定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	5 割

- (2) 手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合
片道の営業キロが 100 キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
・ 第 1 種精神障害者の方 ・ 第 2 種精神障害者の方	・ 普通乗車券	5 割

4. その他

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第 1 種又は第 2 種の記載のあるもの）をお持ちでない場合、割引の乗車券類をお買い求めいただくことができません。また、列車をご利用の際にも必ず精神障害者保健福祉手帳をお持ちいただき、係員から提示を求められた場合はご提示ください。